

公共料金などの納め忘れはありませんか？

問債権管理室（市役所2階） ☎32-2060

市では、市営住宅使用料、水道料金、保育料などの未納がある人に、督促状や催告書を送付し、自主納付を促しています。

納付がない場合は、公平・公正性を保ち、市の自主財源を確保するため、法的手続きをとるなど、厳正に対処していきます。

主な法的手続き

「支払督促」や「即決和解」、「通常訴訟」などがあります。債権者（市）が債務者（未納者）に金銭の支払いや立ち退きをするよう、裁判所に申し立てるなどして、差し押さえや退去などの強制執行をする場合があります。



納付が困難な場合は必ずご相談ください

重い病気や失業、災害などで納付が困難な場合は、猶予や分割納付などの申請ができます。納付に困っている場合は、早めに担当課にご相談ください。



地域ぐるみで農地を守ろう！

11月と12月は耕作放棄地解消強化月間

問農業振興課（市役所4階） ☎32-2159

農業の担い手の減少や高齢化により、耕作放棄地や十分に活用されていない農地が増えています。農地が荒れると、農業の衰退を招くだけでなく、害虫や鳥獣による被害の発生など、日々の暮らしにも大きな影響を及ぼします。

11月、12月は「地域ぐるみで農地を守る日」を設け、大切な農地を守り、耕作放棄地を発生させない取り組みを進めましょう。

取り組みの例

■農地を考える日

農作物の作付け状況や、農道・水路などの農業用施設の状況について、地域で話し合う

■一斉耕うんの日

土づくりや雑草の防除、景観保全などのため、地域ぐるみで一斉に「耕うん」を行う

■一斉草刈りの日

イノシシやシカなどの隠れ家となる山際や耕作放棄地などの「草刈り」を地域で一斉に行う

※農地を再生するため、必要経費を支援する制度があります。詳しくは、お問い合わせください



事業主の皆さんへ

市県民税特別徴収と給与支払報告書の提出

問課税課市民税係（市役所2階3番窓口） ☎32-2015

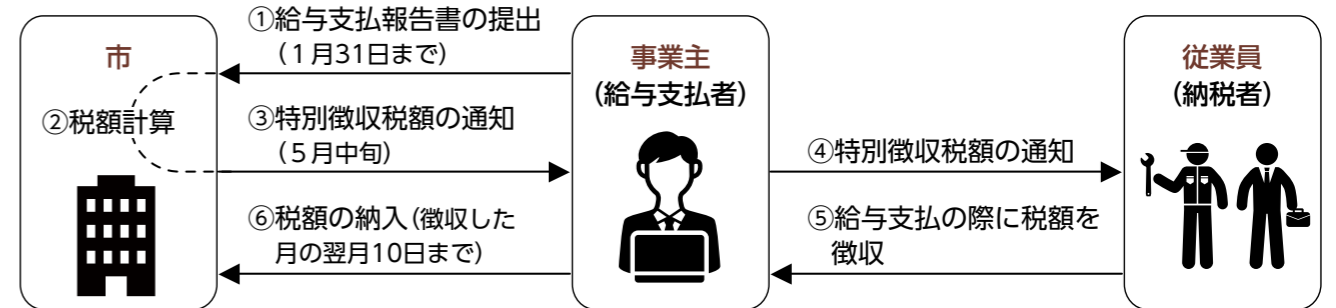
市と県は、市県民税の特別徴収（給与天引き）を推進しています。事業主の皆さんは、特別徴収をお願いします。

また、従業員（家族などの事業専従者を含む）に給与、賃金、賞与を支払った場合、支払額などを記入した「給与支払報告書」を市に提出する必要があります（退職者を含む）。詳しくは、県のホームページをご覧ください。



県ホームページ

特別徴収の流れ



※普通徴収（従業員が自分で納付する方法）への変更は原則できません。特別徴収できない従業員がいる場合は、給与支払報告書の摘要欄に理由を記載し、切替理由書を提出してください

※社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、給与支払報告書と源泉徴収票には、マイナンバー（法人番号・個人番号）の記載が必要です

※前々年に税務署に提出した源泉徴収票が100枚以上の場合、eLTAX（*）や光ディスク（CD、DVDなど）により給与支払報告書を提出してください

*電子申告システムeLTAXとは

地方税共同機構が運営する、インターネットを利用した地方税の電子申告システムです。

- 自宅や事務所で手続きできます
- 給与支払報告書などの各種申告・届出を、複数の地方公共団体に一度にまとめて送信できます
- 共通納税システムによる市県民税（特別徴収）などの電子納付ができます
- システムの利用料は無料です
- ※利用には電子証明書とパソコンが必要です



問地方税共同機構ヘルプデスク ☎0570-081-459

eLTAX
ホームページ

租税作品展 11月11日～17日は税を考える週間

問津山税務署（田町） ☎22-3144

小・中・高校生が制作した税をテーマにした作品を展示します。

とき 11月11日(木)～17日(水)午前10時～午後7時

ところ 市立図書館前ホール（アルネ・津山4階）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観覧時は混雑の回避にご協力ください

